

生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和5年3月22日（水）
午前10時01分～午後1時42分
場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長	松田 だいすけ	副委員長	本間 としえ
	委員	大くま 真一	委員	岩崎 みなこ
	委員	岩永 ひさか	委員	藤原 マサノリ
	議長	いいじま 文彦		

出席説明員	行政管理課長	大島 亮 弥		
	都市整備部長	佐藤 稔	都市計画課長	松本 一 宏
	街づくり担当課長	田中 久 夫	住宅担当課長	長谷川 啓
	ニュータウン再生担当課長	星野 正 春	道路交通課長	檜島 幹 夫
	環境政策課長	佐藤 彰 洋	地球温暖化対策担当課長	市ノ瀬 聡
	公園緑地課長	長谷川 哲 哉	ごみ対策課長(兼)	薄井 誠 嗣
			資源化センター長	
	下水道課長	横堀 達 之		

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	第19号議案 多摩市街づくり条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
2	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	多摩センターの活性化に向けた「将来ビジョン」等の検討状況	都市計画課 経済観光課 道路交通課 公園緑地課 都市計画課
2	多摩市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の改定に係る進捗状況について	都市計画課
3	多摩都市モノレール町田方面延伸沿線まちづくり検討会の実施状況について	都市計画課 交通対策担当
4	多摩ニュータウン再生の進捗状況について	ニュータウン再生担当
5	都営住宅建替えの進捗状況について	ニュータウン再生担当
6	諏訪・永山地区の尾根幹線沿道土地利用について	ニュータウン再生担当
7	令和5年度からのマンション管理計画認定制度の実施について	住宅担当
8	令和5年度主要実施事業について	道路交通課
9	多摩センター地区市民アンケート調査結果の概要について （歩行者と自転車の安全な走行ルールに向けての意見聴取）	道路交通課
10	市道2-3号幹線（和田中学通り）道路拡幅工事の近隣住民周知について	道路交通課 教育振興課
11	第1回多摩市道6-10号歩線（鶴牧東公園沿い遊歩道）意見交換会の実施結果について	道路交通課
12	市道5-35号歩線（レンガ坂）道路改良工事の進捗状況について	道路交通課
13	市道4-11・4-26号歩線（諏訪・永山ふれあいの道）道路改良工事の進捗状況について	道路交通課
14	都立多摩動物公園における 高病原性鳥インフルエンザの発生への対応について	環境政策課
15	多摩市再生可能エネルギービジョン策定及び脱炭素先行地域の進捗状況について	地球温暖化対策担当
16	「からきだの道」一部廃止について	公園緑地課
17	多摩市一般廃棄物処理基本計画の改定について	ごみ対策課

18	多摩市災害廃棄物処理計画の改定について	ごみ対策課
19	多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について	ごみ対策課
20	高齢者等ごみ出しサポート事業について	ごみ対策課
21	小型充電式電池等の行政収集開始について	ごみ対策課
22	百草団地のローソン100における家庭系ごみ有料指定袋及び粗大ごみ処理券の販売開始について	ごみ対策課
23	令和5年度多摩市下水道事業の取組みについて	下水道課
24	公共施設における低圧電力契約について	行政管理課 地球温暖化対策担当

午前10時01分 開会

松田委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

まず日程第1、第19号議案 多摩市街づくり条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 ただいま議題となっている第19号議案について、提案の理由を申し上げる。令和4年5月27日に宅地造成等規制法の一部を改正する法律が公布され、令和5年5月26日に施行される予定である。この改正により法律名が改正される。同法を引用している多摩市街づくり条例ということで、引用している部分の改正を行うものである。今回の改正は根拠法の名称変更に伴う関連文書の関連条文の整理であり、多摩市街づくり条例の内容に変更はない。

よろしくご審査の上、ご承認を賜るようお願い申し上げます。

田中街づくり担当課長 多摩市街づくり条例の一部改正内容についてご説明をさせていただく。議会サイドブックスの生活環境常任委員会案件1、多摩市街づくり条例の一部を改正する条例の制定についてをご覧願う。

多摩市街づくり条例は、市民と開発事業者、そして市が責任と役割を持って協力して街づくりを推進する仕組みをルール化した条例である。

条例改正に至った経緯については、令和4年第4回定例会生活環境常任委員会でご報告したとおりであるが、令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落して土石流が発生し甚大な人的物的被害が生じたことを受けて、盛土等による災害から国民の生命身体を守るため、宅地造成等規制法を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途、こちらは宅地、森林、農地等に関わらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとし、法律名も「宅地造成及び特定盛土等規制法」、通称「盛土規制法」に変更になるものである。街づくり条例の条文に「宅地造成等規制法第何条

に規定する」という条文があるので、法の改正に合わせるため街づくり条例の条文の改正を行うものである。多摩市街づくり条例の内容自体に変更はない。

申しわけない、12月の生活環境常任委員会でご報告させていただいた内容から一部訂正があるのでご説明をさせていただく。

生活環境常任委員会資料の2ページ目(3)をご覧ください。12月議会時の改正案である。街づくり条例第40条第4号を宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成で、開発区域の面積が500平方メートル以上のものに改正するとの説明資料であったが、12月23日に宅地造成及び特定盛土等規制法施行令が交付され、再度確認したところ12月にお示しさせていただいた改正条文では宅地以外の土地を宅地にするために行う切土、盛土は街づくり条例の対象になるが、宅地であった土地を再度宅地にするために切土、盛土をする場合街づくり条例の対象外になると読めてしまうため、1ページの(1)の改正案のとおり改正条文を、「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成」、ここまでは同じであり、ここからであるが、「及び同条第3号に規定する特定盛土等(宅地において行う盛土その他の土地の形質変更に限り、宅地を宅地以外の土地に変更するために行うものを除く。)」で、開発区域の面積が500平方メートル以上のもの」に改めさせていただきたいと思う。

なお、改正した多摩市街づくり条例は、「宅地造成等規制法の一部改正による宅地造成及び特定盛土等規制法」、通称「盛土規制法」が令和5年5月26日施行予定であるので、盛土規制法の施行日と同日付で施行していく。

なお、盛土規制法による規制区域の指定に必要な地質調査や法に基づく許可等は都道府県、指定都市または中核市の事務になる。

松田委員長 これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第19号議案 多摩市街づくり条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて、日程第2、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際暫時休憩する。

午前10時09分 休憩

(協 議 会)

松田委員長 ここで、協議会に切り替える。

それでは、1番、多摩センターの活性化に向けた「将来ビジョン」等の検討状況について市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 協議会案件であるが、1番から13番までが都市整備部の所管となっている。各所管課長より、案件ごとにご説明をさせていただくので、どうぞよろしく願います。

松本都市計画課長 それでは、協議会案件1、多摩センターの活性化に向けた「将来ビジョン」等の検討状況についてご報告させていただきます。

本協議会案件については3月17日の総務常任会でもご報告させていただいているので、資料についてはサイドブックスの総務常任委員会のフォルダの3月17日のフォルダにある。こちらの資料の見出し、協議会18となっているものになる。こちらの一番最初に張りつけてある1ページ目が白くなっている2ページもの、多摩センターの活性化に向けた「将来ビジョン」等の検討状況の資料をご覧いただけたらと思う。

多摩センターの将来ビジョン等に関する検討については、令和4年4月に定めた行動指針に基づいて、今年度よりスタートしている。令和4年度の活動成果と令和5年度の進め方について、資料に基づきご報告させていただく。

まず見出しの名称が多摩センターの活性化に向けた「将来ビジョン」等の検討状況、こちらの資料をご確認いただきたいと思う。2の進捗状況をご確認いただきたいと思う。令和4年度は行動指針に基づいて多摩センター活性化に関する関連する事業について、多摩センター地区活性化推進会議及び下部組織である担当者会議、ワーキングにおいて行政事業の整理やまちの声の収集を行ってきた。庁内組織では「まちづかい」を起点に、まちの声を収集しながら、将来のビジョン（仮）の策定に向けた動きを進めてきている。令和4年7月にパルテノン多摩がリニューアルオープンし、多摩中央公園、多摩センター連携協議会の活動もスタートするなど、まちのにぎわいも少しずつ戻ってきているところである。主な活動については、（1）令和4年度の主な活動の記載部分をご確認いただきたいと思う。

続いて、2ページ目、（2）についてご説明をさせていただくが、こちらに今ポイントを示しているのので、資料を一度閉じていただいて、協議会18の1ページ目、青くなっている1-2になる。1-2、多摩センターのまちづかい～（仮称）多摩センター地区まちづくり方針の策定に向けて～全体版の資料をご確認いただきたいと思う。こちらについては、資料40ページものになっているので、これに沿ってご説明をさせていただく。こちらは現在最終の文言整理を行っている。本日は案としてご報告をさせていただくので、今後最終版、本日開催予定の多摩センター地区活性化推進会議で文言修正を確定させていただいた後、最終版を送付させていただきたいと考えている。

では、資料の2ページ目をご覧くださいと思う。こちらはIndexということで5章立てになっており、2つの資料編で構成している。

続いて、下の真ん中のところにページ数を振ってあるが、4ページになる。1、はじめにであるが、パルテノン多摩大規模改修や新型コロナウイルス感染症、公共施設のリニューアルなど、多摩センターを取り巻く状況の変

化があり、多摩センターの10年、20年先のまちのあり方を考える動きをスタートしたというところの策定の背景部分をお示しさせていただいている。

続いて、5ページである。本書の位置づけになる。年度別のアウトプットイメージ図をご覧いただきたいと思う。令和4年度に集めたまちづかいの声を令和5年度は市民団体等使う側からの起点をつくる側に連動させる。開発事業者、交通事業者など地域事業所との協力連携計画のすり合わせをし、令和6年度には多摩センターの将来ビジョン、(仮称)多摩センター地区まちづくり方針の策定など、ハード・ソフトの整備につなげていきたいと考えている。

6ページをご覧願う。2、「新たなまちのつくり方」の基本的な考え方になる。「まちづくり」から「まちづかい」を新たなまちのつくり方として、今までは行政、関係事業者等が市民などにどう使ってもらおうかというつくる側の視点を主体に考えていたが、まちづくりが進められてきたそういったところを、これからつくる側の市に加えて市民側、使う側の「まちづかい」の視点も踏まえ、町をつくっていくことが求められている。市民提案参加型のつくり方にシフトしていくというところをこちらにお示しさせていただいている。

8ページ目をご覧願う。まちの声を聞くをご覧いただきたいと思う。まちの声を聞くとして令和4年度からパルテノン大通りでのアンケート、立地企業意見交換会、遊歩道の利用実態調査、パークライフショーやワーキング、(多摩センターの未来デザイン検討委員会(仮称))で、まちの声、「まちづかい」の声を集めてきた。

10ページ目である。こちらは検討委員会での今までの取り組みの状況になる。

12ページに参る。12ページはいろいろな意見、まちの声、まちづかいの声をもとに、これからどのように、全てできるかどうかかわからないが、これからの検討調整になるが、こうなったらよいというような新イメージ図を12ページからお示ししているところである。

めくっていただいて、15ページに参る。15ページ、16ページ目、こ

ちらは「まちづかい」の方向性となっている。「まちづかい」の方向性としては、暮らしやすいまち並みの維持、継続と多様なやりたいを活性させる、付加価値をつけるとし、その実現に向け使う側とつくる側をつなぎ、双方が共感できる環境デザインを検討していくことが次年度以降重要と考えているところである。

17ページに参る。多様なやりたいを活性化させる～「多摩ラボ(仮称)」設置～をご覧願う。ざっくばらんな会話や社会実験の企画などを市民参加型で行う機能としてパルテノン多摩の5階を暫定利用するなど、「多摩ラボ(仮称)」を設置し、様々なやりたいの声を集め、市民などのチャレンジを後押ししていきたいと考えている。

20ページをご覧願う。「おわりに」になる。やりたいと思う気持ち、チャレンジを後押ししていくことにより、さらに街を使ってもらい、共にまちをつくっていく方向で多摩センターのまちづくりを考えていく。

22ページ、こちらからは資料編1となるが、多摩センターの状況、将来のトレンド、各部署の考え方になる。

30ページからは資料編2となり、これから取り組んでいく多摩ラボの視点と「まちづかい」のレシピとして、ワーキングの社会実験での取り組み例などを紹介しているところである。以上が資料1-2となる。こちらの説明は以上である。

この40ページになる資料ということで、この概要版を資料1-1として作成しているのので、こちらについては後ほどご確認いただけたらと思う。

続いて、資料2、多摩センター地区市民アンケートの調査結果の概要についてご覧願う。もう一枚の1ページ目が白くなっているものである。1枚物になる。先ほども資料1-1のまちの声を聞くの説明でご紹介させていただいたが、多摩センター地区市民アンケート調査結果の概要である。令和4年11月25日から12月21日にかけて、多摩センター駅南側にお住まいの市民3,000人を無作為抽出し、759名、25.3%の回答をいただいている。令和5年度には、このアンケート結果を踏まえて、遊歩道における歩行者と自転車の安全な走行ルールについて検討し、実証実験を行うところである。

それでは、こちらの資料を閉じていただいて、本件の一番最初に説明させていただいた2枚物の資料にお戻りいただけたらと思う。2ページ目の(3)令和5年度の取り組みになる。経済観光課、都市計画課、道路交通課、公園緑地課それぞれ役割を担い、4課を中心に将来ビジョン、方針策定や、社会実験に係る各種事業の実施、令和7年度以降の庁内推進体制、官民連携体制等を検討していく。また、魅力発信サイト「丘のまち」を一部改修し、多摩センターのページを設置し、発信していく。

最後に今後の予定である。本日の資料1-1、1-2については、文言等を微修正し、資料2と共に令和4年度末に公表するなど、それぞれ予定しているところである。こちらの協議会案件1についての説明は以上になる。

続いて、生活環境常任委員会のフォルダに戻っていただいて協議会案件の2になる。こちら多摩市都市計画に関する基本的な方針(多摩市都市計画マスタープラン)の改定に係る進捗状況についてご報告させていただきたいと思う。12月の常任委員会でも都市マスタープラン改定の進捗状況についてはご報告させていただいたが、その後の進捗状況をご報告させていただく。

2の検討の経緯をご覧願う。11月のところまでは12月の常任委員会でご報告させていただいているので、ナンバー8の項目以降をご報告させていただく。12月20日～1月6日の間で市役所庁内各部署に都市計画マスタープラン改定に向けた関連計画、現行計画の施策の実施状況の調査などをかけ、現行計画に記載している内容に対し、実施状況、今後の事業の継続性などの確認を取っている。今後必要に応じて各課ヒアリングを行っていく予定にしている。1月31日には、市の課長職で構成される改定検討委員会の第1回を開催した。ここでは都市計画審議会、まちづくり審査会、多摩ニュータウン再生推進会議の学識、市民、関係行政機関委員で構成される特別委員会の第1回でいただいた意見の共有、庁内で実施した現行計画の実施状況調査の途中経過を報告、また市民意向調査と中学生アンケートの総括等を行った。2月24日には、改定特別委員会の第2回を開催した。ここでは多摩ニュータウンの開発の経緯や、ニュータウン再生の取り組みの進捗、まちづくり審査会で取り組まれてきた対応など、また(仮称)第六

次多摩市総合計画の進捗状況について情報共有した。また、市民意向調査と中学生アンケートの総括等についても行っている。

ここで市民意向調査と中学生案件の結果についてもご報告させていただく。2ページに参る。昨年10月に行った市民意向調査の結果についてである。調査概要は、現在の市や市政にどの程度満足しているか、また今後のまちづくりにおいて重要な項目などの市民意識を把握するために実施している。市民3,000人を無作為で抽出し、回答率37.1%の回答を得ている。

2の調査結果を見ると、前回の都市計画マスタープラン改定の際の調査と比べると、70代以上の方の割合が約4割と大きくふえている。無職の方がふえた一方、主婦の方は約1割減っているというようなどころがあった。居住年数は20年以上お住まいの方がさらにふえている。世帯人数では家族全体の人数が減っているような傾向があった。

続いて、3ページになる。右下に2ページとなっているものである。居住形態については、前回調査とおおむね同様で、年代別でも大きな違いはなかった。ただ、60代では賃貸の割合が少なくなっていること、既存地区は持家戸建てが多く、ニュータウン区域では持家集合住宅が多くなっていた。将来希望する居住形態では、前回と比べ、持家戸建て住宅を希望する割合が減り、賃貸集合住宅を希望する割合がふえている。今回その他居住形態を希望する詳細では、高齢者向け住宅などが挙がっていた。

4ページ、右下3ページになる。地域環境の満足度についての回答である。「普通」という回答が多くを占め、「やや不満」「不満」については前回調査より割合が減っていた。ただし、今回項目に新設したバリアフリーについては、「不満」「やや不満」がほかの質問項目と比べ高い数値となっていたという状況である。年代別の分析では、10代は18歳、19歳のみの回答のため若干高い傾向があったところである。また、地区別では第1地域、聖蹟桜ヶ丘近辺では、交通の便、買物の便について他の地域と比べ高い満足度となっていた。

5ページ目、右下4となっているものである。多摩市のまちづくりについて、多摩市に望む将来像の回答である。望むことを3つまでご回答いただい

たもので、傾向としては前回調査と同様と捉えている。中でも災害に強いまちは特に望まれ、国際的なまちを望む方はとりわけ少なくなっていたというところがあった。地区別では、福祉施策の充実を求める回答が、既存区域よりニュータウン区域のほうが多くなっていたというところがある。

続いて、6ページ目、右下5ページ、となっているものである。商業・業務施設の誘致・立地については、年代別、地区別どちらも駅周辺の商業・業務施設の充実拡大を図ることを望む声が多い傾向となっている。

次に、今回新設した質問項目の駅周辺の新規住宅マンション等の建築についてである。全体としては、駅周辺の住宅を否定する意見は多くはないものの、都市計画の観点から駅周辺の住宅建築をどのように進めていくかが課題であることを認識したところである。

続いて、7ページ、右下6ページになる。多摩市のまちづくりで不安に思うことの回答である。前回から防災治水対策の項目を加えたが、全体傾向としては、人口減少によるまちの活力の低下が一番高いなど、前回と同様と認識している。年代別に見ると、10代～30代、40代～50代では公共建築物の老朽化と維持管理の不安の割合が60代以上と比べて高く、一方60代以上は買物、医療、福祉施設等への移動手段的確保の不安の割合がほかの世代と比べ高くなっている。また、地区別に見ると、既存区域は災害対策における不安の割合が高く、ニュータウン区域は団地・マンション等の老朽化の建て替えの困難さについて不安に思う割合が高くなっている。

では続いて、8ページ右下7ページをご覧ください。多摩市のよさとして将来継承したい事項の回答では、10代を除く全年代、地区別ともに自然環境を将来に継承したいという意見が多くなった。

次に、市政との関わり方についてであるが、多摩市まちづくり条例に書かれている「協働の街づくり」「秩序ある街づくり」「協調協議の街づくり」が実現されているかの回答については、地区別、年代別とも「わからない」という回答が多くなっていた。

最後に、8ページ、右下8ページ、全体で9ページになる。参加したいまちづくりの回答である。参加したいまちづくりについては、最も多いのが美化運動であった。その他では、ハード面につながる都市計画マスタープラン

の検討、建築計画、まちづくりルールなどがおおむね同じ割合であった。一方、今回参加したくないという割合がふえたが、10代20代の若い世代でその傾向が高くなっていた。一方、高齢者の個別意見では、参加したくないわけではないが身体的にも参加できないという意見を多くいただいたところである。

続いて、次のページに参って、中学生へのまちづくりに関するアンケート調査結果についてである。中学校9校の2年生を対象に実施し、おおむね1,040人の生徒のうち853件の回答があり、約82%の回答率であった。調査結果の将来の多摩市がどのようなまちになってほしいかという回答については、中学校で多少の違いはあるが、全体としては項目6の子どもや子育て中の保護者が安心して過ごせる環境が整備されたまちが多く、次に、項目9の地震や水害などの災害に強いまちが多くなっている。

続いて、次のページ、右下2ページ、全体で11ページになるが、多摩市で自慢できるもの(好きなところ)の回答である。全校とも自然の割合が多く、次にはサンリオがあること、公園が充実していることが上がった。多摩市についてあなたがあつたらいいなと思うものの回答が右側にあるが、若い世代であるので、遊べる場所、活動できる場所といった意見が多く、それが大型商業施設、アミューズメント施設、体育館・コートなどの回答につながったと考えられる。

最後に、多摩市のまちづくりに関するアイデア、こちら下にも書いてあるが、特徴的なものでは駅郊外の商業施設を新設、こちらは中学校が比較的駅から離れたところにあるので、中学校近くでも何か商業施設があつたらよいというご意見だった。また、通学路が暗いという現状から、街灯の増設もしてほしいというご意見をいただいたところである。以上が、市民意向調査中学生アンケートの総括である。全データは現在整理中であり、個人情報や個別の事案などを除いた範囲で今後公開する予定で進めている。

1ページ目に戻っていただけるか。1ページ目の2の検討の経緯の11番目になる。こちらが今行っているところであるが、20日、23日、24日で改定特別委員会の委員の皆様と多摩市内の現地視察を行っている状況である。改定の進捗状況については、おおむねスケジュールどおり進められ

ていると考えている。また、今後の進捗状況については随時ご報告させていただく。協議会案件2についてのご報告は以上である。

続いて、協議会案件3番の資料をお開き願う。多摩都市モノレール町田方面延伸 沿線まちづくり検討会の実施状況についてである。

多摩都市モノレール町田方面延伸に向けて、東京都の多摩都市モノレール町田方面延伸ルート検討委員会の検討結果にて、需要の創出に資するまちづくりの深度化が課題として示されたため、令和4年8月に町田市と共に多摩都市モノレール町田方面延伸 沿線まちづくり検討会を設置し、沿線まちづくり構想の策定に向けた検討を行っている。今年度は検討会を3回開催して沿線の特徴や課題について整理するとともに、まちづくりの課題に対する施策の方向性の検討に着手した。

検討の状況については、1、これまでの経緯にお示しさせていただいたとおりである。

今後の取り組みについては、令和5年度中にこの沿線まちづくり検討会を令和4年度に引き続き3回ほど開催させていただき、また、今年度予定していながらもなかなか取り組めなかったところがあった多摩市独自の取り組みとしての延伸促進協議会準備会を2回ほど開催し、市内の機運醸成に向けた取り組みの検討を行ってまいりたいと考えている。令和6年3月末には多摩市とともに「(仮称) 多摩都市モノレール町田方面延伸沿線まちづくり構想」の策定を目指しているところである。協議会案件3についてのご説明は以上である。長くなったが、案件3件についてのご報告は以上とさせていただきます。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員

1番目の多摩センターの活性化であるが、こうやってビジョンをつくってくださっているいろいろ話し合っていく流れはあるが、市民の方の関心事がどうしても京王プラザホテルになっているが、民間のことというのはここにはどうしても入っていけないという形で、あの当時はコロナ禍で大変だっただろうが、今は新たな局面に入っている中でどうなっていくのかを考えながらこの多摩センターの活性化を考えていくという流れはなかなか難しいのか、一緒になって考えていけるのか、そこを答えられる範囲

でお聞きする。

松本都市計画課長 こちらの多摩センターの活性化については、ステークホルダーである関連事業の企業の方々とも進めていかなければならないかと思っているところである。立地企業の意見交換会もさせていただいているし、このワーキングの中にはUR都市機構や京王プラザホテルなどにも入っていただいて、今後このエリアをどのようにしていったら活性化が図れるのかといったところも検討しているので、市民や行政だけではなく事業者の皆さんにもいろいろ声を聞ながら活性化に向けた取り組みを進めていきたいと考えている。

松田委員長 ほかに1番について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて2番についての質疑はあるか。

岩崎委員 先ほど中学生のアンケートというところがあったが、くくりの中でみどりと景観の中に住居も入っているが、そういう住居も一緒に入れてみどりと景観となっているその辺のお聴きの仕方というのは、どのように精査したのかお聞きする。

松本都市計画課長 今ご質問いただいたところについて、2ページ、あなたが思う自慢できるところ好きなところ。こちらについては、どちらかという環境全体ということで、まとめてしまったところがあった。特に意図して分けようとか分けないというところを細かく整理したということではない。

岩崎委員 ただ、住居というと、まちづくりの一つの建物的な考え方になると、みどりの景観というのと、みどりというのは子ども、若い方たちがそれぞれの思いがあるのかと思うので、それぞれ一緒にしたということではみどりとして理解してマルをつけたのかも分からないが、いただいたアンケートをどのようにこれから考えていくのかというところでは、もしかしら分けでもよかったのかと思うので、今後よろしくお願ひしたいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会の3番について質疑はあるか。

岩崎委員

モノレールのこともすごく聞かれるが、今令和5年度や令和6年度の検討会というところまではわかっているが、本当にできるのはいつなのかという流れはまだ公表できる状況ではないのか、7年くらいかかる感じになっていくのでまだまだ見通しはできないと市民の方は思っているが、そのところで市として言っていけるところはないのか、年数のところをお聞きする。

松本都市計画課長 現段階では年数的にどのくらいかかるのか申し上げられる状況にない

と受け止めている。今この沿線まちづくり構想をつくっているというところも、沿線で利用していただく皆さんにこれくらい利用してもらえらう、また商業の活性化などもこのように進んでいこうというところを見せないと、東京都も今後、そのルートは決まっているが、どういう背景で通せるのか、採算が上がらないとなかなか進められないところもあるので、町田市と多摩市でここを通していただく必要があるのだというところを整理しているような状況である。

松田委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて4番、多摩ニュータウン再生の進捗状況について、5番、都営住宅建替えの進捗状況について、6番、諏訪・永山地区の尾根幹線沿道土地利用について、一括して説明を求める。

星野ニュータウン再生担当課長 それでは、まず案件の4番目、多摩ニュータウンの再生

の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

まず1の経過についてである。南多摩尾根幹線沿道土地利用方針及び愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画については、12月20日に経営会議で決定をいただき、令和5年1月の所定の決裁を経て策定しているところである。土地利用方針、まちづくり計画については、議会のサイドブックに本文を掲載させていただいたのでご確認いただければと思っている。各課からの情報提供というところに入れさせていただいている。

続いて、2の今後の予定についてである。土地利用方針に掲げているプラ

ットフォームにおいては、今後諏訪・永山沿道エリアの将来像の検討を具体的に進めていく。詳細は後刻この後の案件でご説明をさせていただく。また、東京都都市整備局と本市で事務局を担う諏訪永山再生プロジェクト検討会議を昨年9月に立ち上げ、東京都の関係部署やUR都市機構、東京都住宅供給公社、公共交通事業者等と駅周辺の再構築や都有地の活用についての検討を進めているところである。

次いで、3のその他についてである。まずUR都市機構関係が2件ほどあり、1つ目、UR都市機構諏訪団地の再生事業については、令和5年4月に建築工事が着工予定となっている。2月から3月にかけて近隣への工事説明が行われた。3月17日に諏訪地区市民ホールで開催された説明会の案内チラシについても議会のサイドボックスの各課からの情報提供に貼らせていただいたのでご確認いただければと思う。

2つ目は、さきにUR都市機構と土地交換を行った旧東永山小学校の跡地についてである。校舎等の解体工事は6月までの工期となっており、その後11階建ての約360戸の賃貸団地の建設が計画されているところである。近隣住民に説明が行われ、永山団地にお住まいの方には3月17日・18日の2日間、永山団地集会所にて行われた説明会の案内チラシもサイドボックスの各課からの情報提供に掲載させていただいている。

3つ目は市の取り組みであるが、2月4日に旧南永山小学校跡地の既存構造物の解体工場の説明会をさせていただいているところである。

次に、案件の5番目、都営住宅の建替えの進捗状況に移らせていただく。諏訪団地では第二期工事に係る実施設計が完了し、工事契約の手続が行われているところである。また、建築工事が実施されている。

次に、東寺方・和田・愛宕団地であるが、旧西愛宕小学校跡地に建設中の住棟については、外構工事を実施中であり、完了は令和5年の秋になる見込みである。和田・東寺方団地については、造成工事に係る設計を行っているところであり、今後建築工事に係る実施設計を発注予定と伺っている。

続いて、報告案件の6番目、諏訪・永山地区の尾根幹線沿道土地利用についてである。令和5年度のスケジュール案をご説明申し上げる。表の下段にあるプラットフォームでは、年度内での立ち上げに係る諸準備を現在進め

しているところである。年度明け早々にはフォーラムを開催し、民間事業者等の参加を促していく。その後、議論の場①で登録をいただいた企業等へ個別ヒアリングを事務局で行っていく。この結果を表の中段にある多摩市ニュータウン再生推進会議に報告させていただき、再生推進会議の上段にある都市計画マスタープラン改定の骨子案の作成に、諏訪永山沿道エリア将来像での導入機能の報告を行っていく。プラットフォームでは議論の場②において意見交換を行い、個別ヒアリング報告などを行っていく。ここでの議論も再生推進会議に報告をさせていただき、再生推進会議から提言という形で都市計画マスタープラン原案への反映を想定している。プラットフォームでは、今年度のまとめと令和6年度プラットフォームの進め方について整理し、令和6年度は仮に地域課題の解決に向けてなどのテーマを設定した上で、意見交換の場の設定を想定しているところである。プラットフォームでの議論等については、引き続き議会とも情報共有をしながら進めさせていただきたいと考えている。

以上、大変雑駁ではあるが、ニュータウン再生関連について3件ご報告をさせていただいた。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて7番、令和5年度からのマンション管理計画認定制度の実施について、市側の説明を求める。

長谷川住宅担当課長 それでは、協議会資料の7、令和5年度からのマンション管理計画認定制度の実施についてをご覧願う。こちら12月の生活環境常任委員会でもご報告をさせていただいた。関係機関の手続を進め、3月9日付でマンション管理適正化推進計画を策定したので、以前ご報告のとおり、予定どおり令和5年4月1日からマンション管理計画認定制度を実施するので、そのご報告である。本日提出の資料であるが、構成等を含めて基本的には12月と同様のものになっている。別添の資料1が、先ほど申し上げたマンション管理適正化推進計画になっている。12月に案でお示ししたのから変更等はない。また、別添の資料2は、住宅金融支援機構の参考資料となって

いる。制度の概要が端的に示されているので、こちらお時間のあるときにご確認いただければと思う。

それでは、最初の資料をご覧ください。少しお時間がたっていたので、マンション管理計画認定制度とはというところを改めて簡単にご説明させていただく。こちらはマンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正され、令和4年4月から創設された制度になっている。マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして地方公共団体から認定を受けることができるという制度になっている。全国的にも非常に多くの自治体が今制度実施に向けて準備を進めているというところで、多摩市も進めてきた。認定を取得することで期待されるメリットは（1）から（4）に記載のとおりである。

マンション管理計画認定制度の運用方法である。こちら先ほどのマンション管理適正化推進計画で認定基準を定めている。こちらの基準は国の方針、都の指針等を準用して策定したところである。都内の制度運用開始自治体は、以前の12月の段階では板橋区、小金井市、八王子市、府中市だったが、町田市が令和5年度1月1日から開始しているというところで新しく記載をさせていただいた。ちなみに、この管理計画認定制度で認定されたマンションは全国で何件あるかというところであるが、令和5年3月1日現在で全国で26件と、まだまだこれからの制度である。都内では板橋区が2件、八王子市で1件である。小金井市、府中市はまだゼロ件である。

マンション管理計画認定制度の申請手続については、こちらの表中に記載のとおりである。

今後のスケジュールである。3月に管理組合へ郵送にて周知をさせていただく。また、マンション再生セミナー、今回こちらウェブで開催をするが、その中でマンション管理計画認定制度の申請手続等のご説明もさせていただく予定である。4月1日から制度開始である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて8番、令和5年度主要実施事業について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 協議会 8 番の令和 5 年度主要実施事業についてである。

ページをおめくりいただいて、最初に、令和 5 年度の地籍調査事業の実施区域である。図面の緑色に塗った部分が令和 5 年度の予定区域である。茶色に塗られた部分は実施済み区域である。

地籍調査事業については、1 地区を 3 カ年の工程で測量から立ち会い、閲覧までを実施している。令和 5 年度については 2 地区について実施する。1 つ目が、上側の緑の部分、連光寺 1 丁目東側 A 地区である。A、B に分けている A 地区である。当該地区については 1 年目の調査で、事前調査、地元説明、基準点測量等を行う。

次に、下側の聖ヶ丘三丁目 B 地区、こちら A、B、C に分けたうちの B 地区である。当該地区については 3 年目の調査で、測量成果の閲覧を行っていく。そのほかに、地籍調査事業においては、過年度に調査を完了した和田・東寺方・落川・百草・聖ヶ丘五丁目地区の認証、登記作業の手続を関係機関、関係所管と調整を行いながら進めていく予定である。

ページをおめくりいただいて、3 ページ目、令和 5 年度の工事予定箇所である。右下に工事案件が記載されており、それぞれの番号が図面に記載されている。

まずゼロ債工事である。5 件あるが、こちらについては 1 2 月の常任委員会でご説明済みであるので省略をさせていただく。

次に、舗装打ち換え工事他である。⑥番であるが、市道 4-34 号線、永山さくら通りの舗装打ち換え工事である。本線については、令和元年度から北側の鎌倉街道との交差点付近から永山いちょう通りまでの中で今年度約 350 メートルの区間、舗装打ち換えを進めていく。令和 5 年度は 5 年目ということで、全線の舗装打ち換えがここで完了する予定である。⑦であるが、市道 5-60 号線貝取北公園通りの舗装打ち換え工事である。本線については、貝取神社交差点から青陵中学校北交差点までの区間の中で、約 350 メートルの区間について舗装打ち換えを進めていく。令和 5 年度で全線の舗装打ち換えが完了する予定である。⑧は市道 3-1 号幹線、聖ヶ丘学園通りの舗装打ち換え工事であるが、聖ヶ丘 3 丁目地内の中で約 350 メートルの区間について舗装打ち換えを行っていく予定である。⑨番が視覚障

がい者誘導用プレート設置工事である。場所は落合二丁目地内で、多摩中央公園通りの公園側の歩道に約300メートルの点字ブロックを設置していく工事である。

続いて、橋梁関係である。⑩番は桜橋耐震補強工事である。連光寺一丁目の向ノ岡交差点付近の川崎街道をまたぐ橋梁であるが、令和4年度と5年度の債務負担工事として既に着手している工事であり、令和5年末には完了を予定している。⑪番が瓜生小北側ペデ橋・みどり橋補修工事である。この橋梁については、瓜生小の北側に隣接する2つの橋梁であるが、過年度の橋梁点検においてⅢ判定と診断されており、早期に補修をする必要があると判定しているため、来年度施行するものである。

続いて、住宅市街地総合整備事業に関連する工事である。⑫番であるが、市道4-11、4-26号歩線道路改良工事である。今年度については、都営住宅の北側路線である4-11号歩線、来年度については瓜生緑地東側の4-26号保線を施工し、令和5年度内を目途に施工を進めていく考えである。

続いて、道路改良関係である。⑬番が市道5-35号歩線（レンガ坂）の道路改良工事である。令和5年6月上旬頃には現場の方はほぼ完了している見込みである。⑭番が市道2-3号幹線、和田中学校通りの道路改良工事である。令和5年度については、和田中学校内の道路拡幅用地の整備を進めていく予定である。

続いて、交通安全施設関係である。⑮番であるが、馬引沢二丁目地区のゾーン30の整備工事である。多摩中央警察署と調整を行いながら路面標示等を進めていく予定である。⑯番が市道4-3号幹線、諏訪越通りの交通安全対策工事である。こちらは劣化した路面標示の再溶着工事である。⑰番が市道5-114号線交通安全対策であるが、場所は青木葉通りの東側の生活道路のこちらも劣化した路面標示の再溶着工事である。続いて、街路灯工事である。⑱番、街路灯LED化改修工事であるが、平成30年度より実施しているLED化工事であるが、令和5年度についてはナトリウム灯の残り約450灯のうち、老朽化した88灯についてLED化を行い、LED化率を96%から97%にする予定である。令和5年度については、馬引沢北

通り、諏訪越通り、諏訪の谷通り、諏訪南通りほか2路線を予定している。
協議会8番の説明は以上である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、9番、多摩センター地区市民アンケート調査結果の概要について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 続いて、協議会9番、多摩センター地区市民アンケート調査結果の概要についてである。こちらは協議会案件の1番の多摩センター活性化に向けた将来ビジョン等の検討状況に関する調査である。道路交通課では、令和4年6月の市議会において補正予算を承認いただき、多摩センター地区の活性化に向けて今まで以上に遊歩道を柔軟に利活用できるよう、歩行者と自転車の安全な走行ルールを策定しようと考えてきた。このため、その前段として多摩センター地区の遊歩道を日常的に使われていると考えられる駅南側にお住まいの市民約3,000人の方を無作為に抽出し、遊歩道の使い方なども含めて市民アンケートを実施したところである。

協議会9番の資料、アンケートの回収率のところであるが、3,000人に郵送配布をして、郵便とウェブで合わせて759通からの回答を得ている。したがって、回答率は25.3%で、おおむね4人に1人から回答をいただいた状況である。

最初に、回答者の属性であるが、一番多かったのは50歳代で29.9%、次が40歳代で27.1%、3番目が60歳代で16.6%、30歳代が13.3%と続いている。このため、30歳代～50歳代のいわゆる現役世代だけで70%を超えているところであった。次に、②番の回答者の職業のところである。圧倒的に多かったのが会社員の方で67.5%となっている。次に多かったのが専業主婦で11.9%である。

次に、③番の駅までの主な交通手段であるが、一番多かったのが徒歩となっており63.2%、2番目が自転車で18.1%と、この2つだけで80%を超えているので、この結果から多摩センター駅周辺の遊歩道は主に徒歩と自転車で利用されていることが再認識できたところである。次に、④の遊

歩道の利用頻度についてである。ほぼ毎日利用している方が45.5%、週に2~3日利用している方が23.3%となっている。この2つを足すと約7割であるので、ふだん使いの方が約7割いるところである。

次に、質問項目に移る。まず問1では、遊歩道の利用用途について質問している。ここからは複数回答可能としているので、回答総数の759通を分母にしてそれぞれの割合を表示している。一番多かったのは徒歩での買物が81.3%、ほぼ絶対多数であった。2番目が徒歩での通勤49.6%、3番目が自転車での買物29.1%である。

問2に移るが、遊歩道の良いと思う点について質問している。一番支持を集めたのは、自動車が入ってこないのが安全・安心であるが75.1%だった。2番目が信号がなくスムーズに移動できる71.3%、3番目がみどりが多い良好な景観65.3%と高い支持を得ている。ちなみに、資料には記載されていないが、4番目として幅員が広く快適に移動できるというところも58.2%の評価をいただいている。ただ、この回答については、多摩センター地区の全ての遊歩道の幅員が広いではないので、これは主に駅前

の遊歩道に限定した評価ではないかと考えている。

次に、質問の3であるが、遊歩道の悪い点についても質問している。幸いに50%を超えるような悪い点はなかったが、一番は路面が滑りやすいという回答が48.5%あった。2番目は、坂道（勾配）がきついというもので、僅差で凹凸がありバリアフリーではないというご意見もあった。坂道が多いのは、ニュータウンの開発時になるべく自然の地形を生かしたところで造成工事を行った結果だと捉えている。

次に、問4であるが、今回のアンケートの一番重要な質問と捉えている遊歩道における歩行者と自転車の安全確保についてどのようにお考えかという質問である。複数回答が可能であるが、一番多い意見としては自転車がスピードを出さないような工夫が必要との回答が42.4%、2番目は歩行者と自転車の走行レーンを明確に区分してほしいという回答が40.3%、両方に丸をつけた回答者もいるので単純に8割の方が望んでいるわけではないが、おおむね半数程度の市民の方がスピード抑制とレーン分けを望んでいると受け止めている。少し注目すべき点であるが、今のままでよいという

回答も19.4%あったところである。これについては、主に自転車で遊歩道を利用される方が18%程度おられるので、この方たちからすれば、今以上に自転車の規制をされるのは嫌だという気持ちの表れかと、この19%の中にはあるのかと考えることができる。しかしながら、回答者の属性についてクロス集計してみると、主に徒歩で遊歩道を利用している方の今のままでよいという回答も19.4%という結果が出ている。それで、主に自転車で利用されている方に限定すると、今のままでよいという回答をされた方が23.4%というような高い数値に跳ね上がってくるという結果も出ている。これらから、大体5人に1人の方は今の遊歩道にそれほど危険を感じていないという結果であり、自転車利用者に限っては4人に1人は今のままでよいという結果であると捉えることができる。しかしながら、自転車利用者の中でも、歩行者と自転車の走行を明確に分けてほしいという意見は47.4%と約半数となっているので、歩行者と自転車の輻輳を回避すべきであるとの意見の表れかと思っている。また、この質問の中で、駅周辺のイベント開催時には自転車を押して歩くべきとの回答が29.9%となっており、次に、自転車の乗り入れを制限すべきとの回答が23.2%と続いている。複数回答であるので、3割程度の市民の方は、イベント開催時は自転車に何らかの制限を設けるべきとの考えであることがわかってきた。

次に、質問の5番目であるが、遊歩道の積極的な活用について質問している。回答で一番多かったのは、安全・安心に歩ける道で66.5%である。当たり前といえば当たり前かもしれないが、遊歩道に一番求められているのは歩行者の安全・安心だと思う。質問項目については、積極的な活用についてお聞きしているが、安全・安心に歩ける道では積極的な活用という質問趣旨から少し外れてしまっているような思いもするが、しかしながら、安全・安心に軸足を置くことを前提として活用するのであれば、2番目に多かったオープンカフェなど、歩行空間で飲食できる場所が46.9%の回答を得ている。オープンカフェなどは、ほこみち制度の活用によって実現できる活用方法だと考えている。それ以外にも、ベンチなど休憩できる空間を37.7%、歩行空間を利用した季節行事や期間限定のイベントが32%なども意見として出ているところである。

最後に、道路交通課では、今回実施した市民アンケートの結果を踏まえて、令和5年度に遊歩道における歩行者と自転車の安全な走行ルールについて検討し、ワークショップ等を通じて、そのルール案に基づいた実証実験を行っていきたいと考えているところである。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員

アンケートについては概要ということだったが、歩行者と自転車の安全な走行ルートということで恐らくレンガ坂のことを念頭に置きながらアンケート調査をされたと認識はするが、この結果をもって遊歩道における歩行者と自転車の安全な走行ルールを策定してしまってもよいのか。遊歩道はそこだけではなくほかの地域全体にもあるので、その辺りの考え方と、それから、少しざっくりし過ぎていて、例えば多摩センターの南側って言うてもどのエリアなのか、例えば落合五丁目の人にはこれだけ聞いてくるだけ返ってきたというのがないと、これを見ただけではそうであるかということにはならないような気もしていて、あと例えば30代～50代の方が多かったということなのだが、ほかの年代の方はどうだったのかとかということもあるので、まず全体どのようなアンケートをそもそも取られたのか、その結果どうなのかというのをサイドボックスにでもアップしていただけないかと思うが、そのことについて伺いたいと思う。

檜島道路交通課長

まずアンケート結果については、サイドボックスにアップしているところである。アンケートを実施したエリアであるが、落合、鶴牧、南野地区である。利用実態というか、エリアといってもあまりかけ離れてしまっている、多摩センターエリアを利用されていない方もおられると思うので、その辺は利用実態が多いだらうというエリアを選ばせていただいてエリアを絞っている。この結果をもって走行ルールの策定をするのは無理であるということは所管でも考えており、ここから交通に関する専門家の方の意見、市民の方の意見も捉えながら、先ほど説明の中でワークショップというお話もしたが、そういった機会を設けて、その中でいただいた意見等をまとめて社会実験を令和5年度の10月頃に実施させていただいて、その結果をもとに走行ルールの策定が可能かどうかというところもあるかと思うが、そういったことを検討していきたいと思っている。

遊歩道)意見交換会の実施結果について、12番、市道5-35号歩線(レンガ坂)道路改良工事の進捗状況について、13番、市道4-11、4-26号補線道路改良工事の進捗状況についてまでの説明を求める。

檜島道路交通課長 それでは、協議会10番の市道2-3号幹線(和田中学通り)道路拡幅工事の近隣住民周知についてである。本件については、和田中学校校庭内の構造物の移設工事について、昨年6月の生活環境常任委員会協議会においても報告をさせていただいたところである。今年度については、設計コンサルタントに委託して校庭内の運動施設や樹木、夜間照明器具、防球ネット、擁壁等についての移設設計を行ったところである。令和5年度から本格的に工事を実施する予定であるが、その工事内容について事前に地元自治会や沿道住民の皆様以案内ビラを配布して工事内容を周知するとともに、工事に関するご理解とご協力をお願いしたいと考えている。

資料のこちらが案内ビラとなっている。まず表面1ページ目であるが、工事範囲と工事期間、工事の目的等が記載されている。具体的には、工事範囲は中学校の校庭内である。工事期間については、令和5年度から令和7年度の約3年間で予定している。

工事期間を少し長く設定しているが、このことについては2ページ目をご覧ください。まず令和5年度に予定している工事内容であるが、砂場、鉄棒など拡幅工事の影響内にある学校運動施設の移設を行う。加えて、拡幅工事の影響内にある桜の木の伐採、夜間照明器具の移設を行っていく。電柱6本を移設するが、これは別工事で発注する予定である。これらの工事を令和5年度に発注する予定である。

引き続き令和6年度から令和7年度にかけての工事内容であるが、防球ネットの移設、擁壁の撤去や中門の再構築、校庭内の排水施設・散水栓などの移設、中学校外周フェンスの移設、桜などの新たな樹木の新植、そのほかに水道やガス管の工事を行っていく予定である。工事については、時間を要することが考えられるので、なるべく学校内の授業やテストに影響を及ぼさないように、音の出る工事は夏休み期間中に集中させる等の工程管理を行いたいと思っている。

また、校庭内の桜については、樹木医診断を行っており、慎重に検討を行

ったが、樹木の状態や樹齢等を考慮した結果、移植は困難だという判断が出ている。このため新たに桜の木を新植するが、ソメイヨシノではなく、病気に強い品種ということでジンダイアケボノという桜を、本数は今の約半分程度にするが、植栽することで学校関係者との調整をしていただいたところである。こちらの土木工事においては、屋外で作業を行うので悪天候等が続くとどうしても工事が遅延になりがちになるので、市としては、請負業者の工程管理をしっかりと行いながら可能な限り工期の短縮に努めていきたいと考えている。

道路交通課では、本日の生活環境常任委員会協議会、明日の子ども教育常任委員会の協議会でも同様に説明をさせていただき、和田中学校工事案内のビラ案を報告させていただいた後に、ご意見等を踏まえて、明日以降、地域の自治会や沿道の住民の方に配布していきたいと考えている。なお、和田中学校の在校生の保護者の方たちへも学校を通じてこの案内ビラを配布していくことを予定しているので、ご承知のほどよろしくお願ひしたいと思っている。

続いて、協議会11番に移る。第1回多摩市道6-10号歩線（鶴牧東公園沿い遊歩道）意見交換会の実施結果についてである。協議会の11番の資料をご覧ください。

本意見交換会については、令和5年2月18日の土曜日午後実施したところである。会場は、初めに現地に集合していただき、現地の状況を確認していただいた後からきだ菖蒲館にてワークショップ方式の意見交換会を行わせていただいたところである。参加人数は8名であった。

今回の意見交換会の趣旨であるが、本路線については多摩市街路樹よくなるプラン改訂版で提案している改善モデル路線9路線のうちの一つである。当該路線の課題として、幅員は十分にあるが道路の中央にエンジュが植えられており通行空間が狭いこと、中央のエンジュの老朽化が進んでいる、路線の左右にシラカシが列植されており、非常に大きくなってきたことによって隣接の民有地への越境といったことが発生している。

意見交換会の中でいただいた意見についてであるが、遊歩道に関する主なご意見というところで、見通しのよい安全な通行空間にしてほしい、通行

空間を変えずに擦れ違いなどを考慮した通行空間の確保を行ってほしい、歩行者と自転車の通行ルールを検討したほうがよい、こういった内容であった。

また、街路樹に関する主なご意見としては、街路樹を植え替えるのであれば専門家に相談して当地に適した樹木にしてほしい、衰弱しているエンシジュは倒木などの危険から伐採したほうがよい、シラカシの間隔が狭いので間引いて剪定をしたほうがよいのではないか、こういった意見である。それから、シラカシが隣接建物の目隠しになっているのではないだろうか、切らないでほしいというようなご意見もあったところである。

こうした意見を取りまとめて、令和5年5月に予定している第2回意見交換会で改善方法をまとめていきたいと考えているところである。この意見交換会の後、必要に応じてパブリックコメント等を実施し、令和5年10月の第3回意見交換会で最終的にまとまった改善方法を決定し、11月以降に試験施工を実施していきたいと考えているところである。

続いて、協議会12番、市道5-35号歩線（レンガ坂）道路改良工事の進捗状況についてである。資料協議会の12番をご覧ください。既に現地をご覧くださいということかと思うが、工事の進捗状況について改めて報告をさせていただく。

既存樹木の倒木対策については、2月には完了し、舗装のレンガ調デザインの型押し施工を行っているところである。今月中旬には、路面の着色を進めていく予定である。また、新植する樹木や地被類の植栽についても順次進めているところである。左上の写真であるが、ちょうど1年前の剪定を行った直後の写真である。右上の写真が、昨年8月頃の状況である。写真中央左側が、昨年暮れ頃に行った舗装の状況である。写真中央右側も、昨年暮れ頃に完了したレンガ坂橋の補修状況である。左下の写真であるが、2月に行った倒木対策の状況である。右下の写真が、レンガ坂橋の橋の上でのレンガ模様を路面に型押しした状況である。

今後の予定であるが、令和5年6月に工事の完了を予定しているが、建設資材の高騰を踏まえた単品スライド条項に基づいた契約変更の議案を提出する予定でいる。現行予算の範囲内で変更を予定しているので補正は伴わ

ないものと考えているが、6月議会でも提案をさせていただくということ
でよろしく願います。

続いて、協議会13番、市道4-11・4-26号歩線（諏訪・永山ふれ
あいの道）道路改良工事の進捗状況についてである。資料協議会の13番で
あるが、これまでの事業内容については、これまでも何度か説明してきたの
で一部割愛させていただくが、改修内容については、通行区間を4メートル
以上確保すること、老朽化した樹木を伐採して樹木の間隔を広げて植栽す
る、のり面の樹木の間引き、破損した柵の更新、階段への手すり設置、こう
いった工事を進めていく。

昨年12月の常任委員会においても、植栽を予定していた4種類の桜に
ついて2種類に変更する旨のご案内をさせていただいたところである。工
事の進捗状況についてであるが、まず左上の写真が昨年10月頃の着手前
の状況である。右上の写真が、既存の桜を伐採して仮の舗装を行った状態
である。左下の写真が、現在の施工状況で、街渠等の構築をしている状況であ
る。

そのほか現在の状況として、これまで今年度内に市道4-11号歩線の
工事が完了する予定のご案内してきたが、工事が遅延しているところから、
3月末までに完了できないところがある。したがって、令和4年度の国費事
業については翌債の申請をしているが、工事については令和5年5月末頃
までには完了する予定である。また、市道4-26号歩線の瓜生緑地東側の
路線については、4-11号歩線が完了後、令和5年5月以降から着手を行
っていき、全体的には令和5年内には完了させる予定である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、14番、都立多摩動物公園における高病原性鳥インフルエンザの
発生への対応について、市側の説明を求める。

佐藤環境政策課長 では、資料ナンバー14、都立多摩動物公園における高病原性鳥イン
フルエンザの発生への対応について説明させていただく。資料をご覧願う。

先月2月14日、そして2月23日、多摩動物公園で飼育されているツク

シガモ4羽、そしてソデグロヅル1羽についてA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応、さらに詳細検査の結果、高病原性ということが判明し、多摩市内についても半径10キロ圏内となったので、そのことについて説明をする。

今ご説明させていただいたとおり、多摩動物公園で陽性反応が出て、高病原性と判明されたことを受け、半径10キロ圏内は野鳥監視重点区域として指定される。そういうことで、今現在多摩市内全域についてこの野鳥監視重点区域になっている。東京都では、このことを受けて関係機関への周知、そして野鳥の監視強化、さらに都民への注意喚起もしている。東京都でも都民への周知、注意喚起を行っているが、多摩市でも現在市公式ホームページで注意喚起をさせていただいている。市民への対応について、四角い枠で囲ったところの点について主に対応しているところであるが、まず市民への注意喚起お願いとして、(1)鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられているから、日常生活の中においては過度に心配する必要はないということで説明をさせていただいている。ただ、鳥の糞等に触れた後は、手洗い、うがいをしていただきたいということを付け加えさせていただいている。また、市内において野鳥等が死亡している状況を確認した場合は、むやみにさわらず、環境政策課に連絡してほしいというご案内をさせていただいている。資料は3月6日現在になっているが、今日現在多摩市内において鳥インフルエンザ検査に回している鳥はないのでご安心願う。

一応状況として11件、市民から問い合わせがあった。そのうち3件について、これは東京都に回したほうが良いということで、東京都に検査するかしないかというところで確認のお願いをしたところ、いずれも外傷等があり、これは鳥インフルエンザによる死亡例ではないということになったので、今現状としては鳥インフルエンザの発生はないのでご安心願う。

裏面のページ、2ページ目になるが、こちらが対応レベルということで、発生の状況に応じて今環境省からこのような形で統一的に国内でレベルを決めている。今多摩市内については一番下の野鳥監視重点区域となっているので、横に見ていただくと、検査優先種17種と、優先種2の11種につ

いては、1羽でも死亡している状況が確認されれば、検査するかしないかの検討を行うという形になっている。この優先種1・2というのは、主に猛禽類、あと水鳥、それから渡り鳥といったものが対象になっている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、15番、多摩市再生可能エネルギービジョン策定及び脱炭素先行地域の進捗状況について、市側の説明を求める。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 それでは、資料ナンバー15、多摩市再生可能エネルギービジョン策定及び脱炭素先行地域の進捗状況についてご説明をさせていただきます。資料の15番のお開き願う。

まず再生可能エネルギービジョンの進捗からである。エネルギービジョンに関しては、地域の再生可能エネルギーのポテンシャル及び将来のエネルギー量を踏まえた再生可能エネルギーの導入目標や、目標を実現するための施策に関して検討することを目標として、2050年の脱炭素社会実現に向け、その中間地点である2030年の中間目標の設定と、目標達成に向けたロードマップの道筋を示すというものである。こちらのビジョンをもとに令和6年3月に策定を予定している地球温暖化実行計画では具体的な目標、施策を決めていくという流れである。

まず概要についてである。ページを進んでいただいて3ページ目をご覧ください。エネルギービジョンの概要をつけさせていただいた。

まず一番上、タイトル、多摩市再生可能エネルギービジョン、そちらの右側のところに4つ葉っぱの芽が書いてあるところがある。こちらが大きな目標という形である。1つ目、2050年の脱炭素社会実現に向け、2030年に、2013年比でCO₂排出量を50%削減するという大きな目標を立てていきたいと思っている。また、2030年までに積極的な脱炭素化を実行し、脱炭素が当たり前となる社会変容を起こしていきたいと考えている。市民・事業者・市が一体となり、脱炭素だけではなく地域課題の解決と新たな価値を創造していきたいと考えている。最後に、先導的に脱炭素を推進することで、市民が世界に誇れる新しい多摩市を目指すことを大きな目

標として掲げているところである。

1 番目、背景と目的である。気候非常事態宣言を行った多摩市として、2030年、こちらのところ、2050年の脱炭素社会に向けてどのような目標が必要なのかを設定していくということで、先ほどお話しした50%削減を目標とし、それに向けたロードマップを策定したところである。

温室効果ガスの削減量に関しては、2013年比で現在4.2%が削減されている状況である。30年の50%には大きく足りていない状況であるが、ロードマップをもとに削減を進めていきたいと考えているところである。

3 番目、再生可能エネルギーのポテンシャル量である。多摩市内にどれほどの再生可能エネルギーのポテンシャルがあるかを調査させていただいた。市内の再生可能エネルギーのポテンシャル量に関しては、1,179テラジュールの熱量エネルギーをポテンシャルとして持っていると考えているところである。このエネルギー量は、2019年の電気の需要量に対して30%程度を賄うものと考えている。ただ、現在多摩市内の再生エネルギー発電量の実績としては143テラジュールということで、2019年の電力需要量の3%を賄っている程度という形である。こちらをポテンシャルの中でどの程度まで利用できるかを今回検討させていただいて脱炭素シナリオをつくっていったところである。

4 番目に関しては、現状の実績値からどのような形で脱炭素2050年を迎えられるかというグラフを示したところである。2030年で50%、2050年には96%、残り4%に関して今の現時点では技術的にCO₂削減ができない量という形になっている。技術革新での対応、カーボンオフセットの手法等を使って最終的にはゼロにしていくという形で計画をつくっているところである。

裏面の次のページをご覧ください。脱炭素シナリオ実現のロードマップというところである。2013年を基準に2050年までを示しているところである。再生エネルギー導入量に関しては、2050年に353.7テラジュール、太陽光発電に換算すると51メガワット、こちらの太陽光をつけていかなければ脱炭素化はできないという形で試算した。こちらのところか

らバックキャストの手法で2030年には203テラジュール、18.2メガワットの太陽光をつけていきたいと考えている。現状2019年は149テラジュール、太陽光で言うと6.1メガワットの太陽光発電がついている状態である。これから3倍のものをつけていかななくてはいけないという形で非常に難しい目標ではあるが、脱炭素化実現のためにぜひ取り組みを進めていきたいと考えているところである。下の部分に関しては、業務部門、家庭部門、運輸部門等でどのような施策をしてCO₂の削減を図っていくかという表である。

6番目、今後の取り組みの方向性である。市民、事業者、行政それぞれがどのような取り組みをしていくべきなのかをまとめたものである。こちらをもとに今後地球温暖化実行計画を作成し、具体の取り組みに関して取り組んでいきたいと考えているところである。

もう一度1ページ目に戻っていただいて、今、エネルギービジョンの進捗のところを3番で書かせていただいている。12月議会で報告した内容を精査し、2月24日、市の内部の環境政策推進本部で協議して意見をいただいたところである。こちらの意見を修正し、本日、環境政策推進本部に進捗を報告し、次回3月28日の市の内部の環境政策推進本部で付議決定し、4月からこの内容を公表していきたいと考えているところである。

続いて、脱炭素先行地域である。脱炭素先行地域に関しても、12月議会でお話しさせていただいた内容とかぶっているところもあるので、割愛して説明させていただく。先行地域に関しては、現在2回の公募が行われていて、46地域が選定済みである。多摩市は、3回目の公募に応募させていただいたところである。

多摩市脱炭素先行地域の概要である。下記内容で先行地域の申請を行ったということで、申請に当たってはエリア内の需要家を中心に20の事業者が共同提案者として参画、先行地域の脱炭素化により、民生業務部門の電力重要量の83%の脱炭素化が見込まれる状況である。また、先行地域のエリアの脱炭素化により、まちに新たな価値を付加し、産業振興・魅力の向上を図ってきたいという計画になっている。この先行地域の取り組みと、今後申請を予定している重点対策加速化事業の取り組みを活用し、市全体の

脱炭素化を強力に推し進めていきたいと考えているところである。

裏面のページをご覧願う。市域から発生されるCO₂の内訳に関しては、以前も説明したとおりである。業務部門が非常に突出して多くなっており、ここをどうにかしなくてはいけないというところである。

今回脱炭素先行地域のエリアに関しては、中心拠点エリアとして多摩センター地区、先端技術集積エリアとして唐木田の尾根幹線南側のエリアの部分、あと市内全域の公共施設という形でエリア設定をさせていただいた。

内容としては、民生部門の電力の脱炭素化の主な取り組みとして、非常に大きなデータセンターが多いということでデータセンターの高効率化、それ以外の民間事業所・公共施設の創エネ・省エネの推進、市内の発電電力の地産地消の推進、民生部門以外の脱炭素の取り組みとして、地域冷暖房を活用したコージェネレーションシステムによるスマートエネルギーネットワークの形成と蒸気地域冷暖房のカーボンネガティブ化を大きな主題として上げさせていただいたところである。

最後に経過である。前回12月14日、生活環境常任委員会で先行地域の2状況を報告させていただいて、2月17日、3回目の締切日に応募させていただいた。結果に関しては、4月下旬以降に環境省から公表されるという形である。採択された場合に関しては、こちらの業務を進めていくとともに、重点対策加速化事業の検討を開始させていただきたいと思っている。現状わかっている情報としては、先行地域に関しては全国で58の地域が応募しているというところまでが分かっている今の現状である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、16番、「からきだの道」一部廃止について、市側の説明を求める。

長谷川公園緑地課長 協議会16の資料をお開きいただき、2枚目のスライドからご覧いただければと思う。

最初に、本件の経緯であるが、表題のとおり隣接する島田療育センター建て替えに伴う駐車場出入口拡幅のため、「からきだの道」の一部を廃止する

ものである。

資料の図面は、改修後の病棟配置図となっている。図の一番上側に駐車場が見えるが、ここは既存の駐車場で斜面地になっており、車椅子利用者やベビーカー等お子様の動向がある利用者には危険な状況で、接触等たびたび駐車場で事故が起きており、外来用の安全な駐車場が必要との課題があった。そのため、図のちょうど真ん中に新たに駐車場を新設し、これにより敷地内への出入口を新たに図の右側の丸で囲んでいる部分に設ける必要があり、現状の幅員では足りないため、隣接する「からきだの道」の一部売り払いによる通路への転用を要望されているものである。記載のとおり、転用面積は10～25平米程度の想定である。

次のページに進んでいただいて、一部廃止に至る前に土地交換の可能性を検討したところ、高架面積も狭く、また土砂災害警戒区域に指定されているなど、いずれも活用できる用地がないことから、やむなく一部廃止とするものである。

次のページに進んでいただいて、都市公園法においては、都市公園の保存規定というものがあり、法または法の運用指針の中で四角枠のとおり条件がある。1つ目は、「からきだの道」は都市公園の位置づけであり、法の規定により公益上特別の必要がある場合のほか、みだりに都市公園を廃止してはならないこととされている。2つ目は、公益上特別の必要がある場合とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも他の施設のために利用することのほうが公益上より重要だという場合のことであり、その判断に当たっては、客観性を確保しつつ、慎重に行う必要がある。3つ目は、その客観性を担保するため、あらかじめ公聴会を開き、新たに利害関係を有する者または学識経験を有する者等から意見を聞く等の運用が望ましいとのことである。

これらを踏まえて、枠の下のとおり、法の趣旨にのっとり、公益上より重要との判断に当たっては、両件の比較考量によって判断、公聴会については、地域住民への工事説明会に合わせて内容を説明し、意見調整を行う。また、唐木田の道で活動している多摩市グリーンボランティア森木会にも同様に実施した。学識経験を有する者等からの意見を聞く一環として、みどり

の保全に関する観点から、多摩市みどりと環境審議会にも諮問した。

次のページに進んでいただいて、公益上の必要性についてである。1つ目が、公共の利益となる事業に必要な土地の利用等について定めた土地収用法の中で、公共の利益となる事業の用に供するため土地の収用が可能な事案の一つとして、社会福祉法に基づく社会福祉事業が規定されており、島田療育センターの事業はこれに該当している。島田療育センターは、多摩市唯一の重症心身障がい児の支援センターであり、医療的ケア児対策として地域の中核的な存在を今後も担っていくことが求められている施設となる。なお、土地収用法の事案に該当していることが判断の一つになるということは、土地公園法運用方針でも定められているところである。

2つ目に、現状の駐車場に課題があり、新たに駐車場を整備しなければならず、これにより「からきだの道」側からの出入りが必要となり、出入り口の拡幅整備が不可欠であることが挙げられる。

次のページに進んでいただいて、都市公園の用に供しておくこととの比較衡量である。まず「からきだの道」を一部廃止することで考えられる影響であるが、1つ目に、今回の廃止面積は約10～25平米程度である。2つ目に、「からきだの道」の面積は5万185平米であることから、廃止部分は全体の0.03%程度で、この廃止によるみどり率や1人当たりの公園面積など、市のみどりに関する数値が目に見えて変わることがないこと。3つ目に、廃止部分は植栽体部分であり、隣接する東屋への影響はなく、利用に当たっての影響もないこと。4つ目に、多摩市グリーンボランティア森木会の活動範囲ではない区域であること。これらと、島田療育センターの存続の重要性を比較考量し、本件の一部廃止は少量であり、利用を妨げたり、本来の機能が消失することはないため、重症心身障がい児支援の中核的役割を担う島田療育センターを存続させていくことのほうが広域上より重要であると整理できると考えている。

次のページに進んでいただいて、都市公園一部廃止・売り払いの進め方である。一部廃止の工程は、島田療育センターの改修工事住民説明会が3月4日に実施され、この中で「からきだの道」一部廃止と、その部分の買取りによる通路拡張があることも、併せて説明している。また、多摩市グリーンボ

ランティア森木会への説明も実施し、双方反対の声もなく、ご了承いただいている。また、3月9日には、みどりと環境審議会から、本件一部廃止が公益上特別な必要がある場合であると判断できるものとして答申もいただいている。これらを踏まえ、一部廃止を決定し、売り払いに当たっては普通財産への変更を行った上でやっていく。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、17番、多摩市一般廃棄物処理基本計画の改定について、市側の説明を求める。

薄井ごみ対策課長 17番、多摩市一般廃棄物処理基本計画の改定についてご報告する。資料は3件ある。まず1件目の資料をご覧ください。

1、趣旨、多摩市一般廃棄物処理基本計画を改定したので、報告する。

一つ飛ばして、3、新計画の概要等。(1)概要。この概要については、後ほど概要版に沿ってご説明する。

(2)前計画との比較。前計画の計画期間は、平成25年度から令和4年度、新計画は令和5年度から14年度までである。減量目標、3項目は変わらない。ごみ排出量については、新計画では10%削減が14%削減となる。資源化率については、前計画が40%以上だったのに対し、新計画では38%以上となる。埋め立て処分量については、前計画は「ゼロトンに近づける」という表現だったのに対し、新計画では「ゼロトンを維持」という表現になる。排出抑制計画については、前計画の4項目あるうちの4項目め、「生ごみのリサイクル推進」を「食品ごみの削減」と改める。その次に、5番目として「プラスチックの削減」を加える。

4、12月議会以降の経費である。令和4年12月21日から令和5年1月10日までパブリックコメントを実施した。パブリックコメントの結果、寄せられたご意見はゼロ件だったが、事務局としては、一般廃棄物処理基本計画の策定に当たって、多摩市廃棄物減量等推進審議会において様々な推薦母体から出ていただいた委員、公募の市民委員の方の真剣なご討議を経て案がつけられたので、多摩市自治基本条例が求めている市民参画、市民協

働の要件は満たされているものと考えている。

続いて、2番目の資料をご覧ください。概要版である。左下の2、計画の位置づけと期間をご覧ください。本計画は、第五次多摩市総合計画を具現化するための個別計画である。また、部門別計画である多摩しみどりと環境基本計画の下位にも当たる。これら上位計画は現在改定作業中であるが、今後これらの改定によって本計画の修正が必要になった場合は、中間見直しの際に反映させるか、またはそれを待たずに改定をしたいと考えている。

右上の3、ごみ処理の現況と課題をご覧ください。現況の下にごみ量の推移の棒グラフがある。令和3年度における本市のごみは3万7,293トンで、平成23年度に比べ11%減少した。家庭系ごみは平成30年度までは減少していたが、令和元年度から令和2年度にかけて増加した。事業系ごみは減少傾向が続いている。その右側のごみの種類別割合、令和3年度の円グラフをご覧ください。ごみの種類別で見ると、燃やせるごみが75.5%で最も多く、次いで資源、粗大ごみとなっている。その下の角丸四角形で囲まれた3つの円グラフをご覧ください。こちらはごみの組成分析の結果である。まず一番左の家庭系ごみの組成分析結果であるが、約8割が適正分別、削減を目指す食品ロスを含む生ごみが4割、資源として回収を進めるプラスチックや古紙類は2割という結果であった。家庭系の燃やせないごみの組成は、約5割が適正分別、資源として回収を進める小型家電金属類が2割であった。右端の事業系ごみの組成については、約5割が適正分別、資源として回収を進める古紙類が3割、プラスチック類等の禁止物が2割という結果であった。

これらの結果を踏まえて課題を分析し作成したのが、2ページ目のごみ処理基本計画である。基本理念と基本方針は前計画と変わっていない。基本理念は、協働の力で環境負荷の少ない循環型のまち多摩を構築する。基本方針は、1、発生抑制・排出抑制、2、資源化、3、適正処分、4共同の取り組みである。目標値については、先ほどご紹介したとおりであるが、1番目のごみ排出量については、前計画の実績、令和3年度567.1グラム。これは基準年である平成23年度と比べて13.3%を削減した数値である。本計画は、これを出発点とし、さらに14%削減するものであり、所管としては意欲的な計画になっているものと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

18 番、多摩市災害廃棄物処理計画の改定について、市側の説明を求め
る。

薄井ごみ対策課長 協議会 18、多摩市災害廃棄物処理計画の改定についてご報告する。

資料は 3 点ある。1 点目の資料をお開き願う。多摩市災害廃棄物処理計画の
改定について。1、背景と目的。平成 31 年 3 月に策定した多摩市災害廃棄
物処理計画について、多摩市地域防災計画の改定に伴って改定したので報
告する。

3 の経緯をご覧願う。令和 4 年 6 月に多摩市地域防災計画が改定され、こ
のたびの多摩市災害廃棄物処理計画の改定作業を開始した。

戻って、2、主な改定内容。1 つ目、多摩市地域防災計画の改定に伴う配
備態勢、組織体制等の変更、2 つ目、仮置場のレイアウト等の変更、その他、
用語の整理等である。

2 つ目の資料、概要版をご覧願う。概要版の 2 ページ目の左下に仮置場の
レイアウトがある。従来の仮置場のレイアウトと比較し、動線を単純化し
た。これによって、敷き鉄板の枚数を削減するなど経費の節減の効果等が期
待されると考えている。なお、この仮置場のレイアウト変更については、建
設協力会の助言等も得ながら決定したものである。

そのほか、3 番目の資料、詳細については割愛させていただくが、先ほど
ご紹介した地域防災計画の改定に伴う配備態勢、組織体制の変更について
は、下のページ数で言うと、11 ページにある災害対策本部組織図、こちら
の中で子ども対策部が新設されたことなどを反映している。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、19番、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について、市側の説明を求める。

薄井ごみ対策課長 協議会19、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正についてご報告する。資料は1点。多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について。

1、趣旨。令和5年6月定例市議会に上程予定の多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について、事前に説明するものである。

2、現状の課題等。現状の課題は3つある。1つ目、現在本市の一般廃棄物指定収集袋のうち、プラスチックの袋は20リットル入り1種類のみとなっている。2点目、20リットル入りの指定収集袋に入らない大きさのプラスチックは、燃やせるごみまたは粗大ごみとして排出しなければならず、マテリアルリサイクルされていない状態である。3点目、今年度策定した多摩市一般廃棄物処理基本計画の排出抑制計画2の中で、40リットルサイズのプラスチック袋を作成することでリサイクル量を増やし、可燃ごみを削減するとの取り組み方針を掲げている。ごみの削減の一つの大きな手段と考えている。

3、条例改正の概要。40リットル入りプラスチック袋を新設する。具体的な改正箇所であるが、条例別表第1、区分1のイを次のように改める。イの表の手数料の欄、「プラスチック用袋」を「中袋」に改める。そして、その下に「大袋(容量40リットル相当)1袋につき20円」を加える。なお、この名称は、家庭系燃やせるごみ及び、燃やせないごみの指定袋の表記に倣ったものである。

4、条例改正の理由。(1)燃やせるごみ削減のため。先ほど一般廃棄物処理基本計画の改正についてご説明させていただいた中でご紹介したが、家庭系の燃やせるごみの約7%を占めているプラスチックの大部分をリサイクルに回すことによりごみ減量を図りたいと考えている。(2)市民要望への対応。市民の皆様から40リットル入りのプラスチック用袋を新設し

てほしいとの要望が寄せられている。(3) 技術的課題が克服されたため、令和3年2月にエコプラザ多摩のプラスチック破袋機を更新し性能が向上したため、40リットル入りの袋の破袋が可能になった。

今後の予定としては、令和5年6月議会に条例改正案を提出し、条例の施行は12月1日を予定している。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、20番、高齢者等ごみ出しサポート事業について、市側の説明を求める。

薄井ごみ対策課長 協議会20、高齢者等ごみ出しサポート事業についてご報告する。資料は1点である。

高齢者とごみ出しサポート事業について。1、趣旨。多摩市では、平成12年4月から高齢者のみの世帯及び障がい者のみの世帯に対して粗大ごみ運び出しサービスを提供しているが、それ以外の日々のごみ資源の排出については、これまで支援の仕組みがなかった。そこで新たに高齢者等に対するごみ出しサポート事業を始める。

2、制度の概要。事業の内容。市が「ごみ出しサポートシール」を作成し、申請者に配布する。申請者は、ご自身でご用意いただいたごみ容器にシールを貼っていただく。蓋等に貼ることを想定している。当該シールが貼られた容器には、収集日前にごみ資源を出せることとする。これにより支援者のごみ出しの負担を軽減したいと考えている。対象者。下に掲げる5つのいずれかに該当する世帯のうち、ご自身でごみを排出場所まで運べないため、住所を異にする介助者等が収集日以外の日にごみ資源を排出せざるを得ない世帯が対象となる。申請者は、本人、親族のほか介助者等でもよしとしている。申請方法は、エコプラザ多摩に提出していただくほか、郵送も可としている。開始時期については、既に3月1日から受け付けを開始しており、運用開始は4月3日、4月の最初の収集日を予定している。周知方法としては、多摩市公式ウェブサイト、たま広報、ごみ分別アプリのほか、関係団体を通じて周知を図っている。利用に当たってのご負担であるが、蓋つき容器をご

自身で別途用意していただくほか、特に市に対してお支払いいただくものはない。市としての年間の事業費であるが、シールの製作費のみとなっている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

大くま委員 蓋つき容器を自分で用意するということであるが、その容器の設置場所はこういったところを想定しているのかが1点と、もう1点、集合住宅などで複数対象になる方がいらっしゃる場合に、そういった容器を複数並べるのか、また違った形で検討していくことができるのか、現状どのようにお考えなのかをお聞きしたいと思う。

薄井ごみ対策課長 容器の設置場所であるが、これは戸建てのお宅と集合住宅とで変わる点もあると思う。基本的には通常のごみと同じ場所である。戸建ての場合は、敷地の入り口あたりとなる。集合住宅の場合は、集積場となろうかと思う。複数の利用者が出た場合であるが、今回の制度については基本的にその利用者様ご自身で容器を用意していただく。その容器の設置については、この集積場についてはそれぞれの所有者、管理組合様等が管理の権限を持っていると思うので、そちらの管理者と調整していただくことになる。複数の申請者が出た場合、複数の容器が並ぶことが想定されると考えている。

大くま委員 現状はそのような形で、管理組合などによってはそれをまとめて少し大きめの容器を準備するなり設置をするようなことも、今のところはまだなくこれからだと思うが、否定しているわけではないということでのよいのか。

薄井ごみ対策課長 こういった取り組みで先行する市のお話を聞いても、今のところはそういった競合が発生した場合もそれぞれの利用者にご用意いただくような形で対応しているようである。その数がふえてきた場合、集積場の広さとの兼ね合いで調整が必要な事態も発生するとは予想しているが、そこは、そういった事態が発生した時点で、管理組合様のご意見も聞きながらまた別の対策を考えていきたいと思う。

大くま委員 当面はこの形でスタートし、何がしか調整が必要になれば、その段階で調整をするということに理解した。状況をつかみながらぜひ進めていただきたいと思う。

ほかに質疑はあるか。

本間委員 その容器を個人の方が用意するということであるが、結局その方というのはあまりお一人で歩けない方だと思うが、そういう方が管理組合、あとは都営団地やUR賃貸住宅等いろいろあると思うが、そういうところに交渉をすることが難しい方もおられるのではないかと思うが、その辺はいかがか。

薄井ごみ対策課長 先ほどの資料でもご紹介したように、このたびの制度の申請はご本人のほか、ご親族や介助者も可としている。そのような中で、その容器の置場所についての設置場所の管理者との交渉についても、基本的にはご本人、ご本人が無理な場合はそのご親族や介助者をお願いしたいと考えている。

本間委員 そのシールには名前などは書いていないわけで、どなたがそこに入れてもわからないという感じになるかと思うが、そういうことをやっている市に伺って、例えばいろいろな方がその中に入れてしまうようなことは起きていないということか。

薄井ごみ対策課長 先行市からそういった情報は得ていないが、このたびの制度を周知した反響が自治会、管理組合等から既に寄せられている。その中では、その容器が倒れてしまったり風で飛ばされたりした場合のご心配などもいただいております、それに対しては、例えば蓋の後ろに何か印をつける、お名前、部屋の番号といったものを書いていただくような対策をアドバイスしているところである。

本間委員 この事業自体の周知というのはまだまだ行き届いていないかと思うが、これからどのように周知されるのか。

薄井ごみ対策課長 既に市公式ホームページやたま広報などでも周知しているが、先ほどお話ししたとおり、関係団体を通じてもご説明している。本日も午前中ウェブ会議で担当の職員が説明をしたところである。そういった場にお声がかかったら、担当の職員が会議の場所に出向く、あるいはウェブ会議という形で説明をさせていただきたいと考えている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、21番、小型充電式電池等の行政収集開始について、市側の説明

を求める。

薄井ごみ対策課長 協議会 2 1、小型充電式電池等の行政収集開始についてご報告する。

資料は 1 件である。

小型充電式電池等の行政収集回収について。1、趣旨。現在多摩市では、モバイルバッテリーをはじめとする小型充電式電池及び電池を取り外せない小型家電の行政収集は行っていない。店頭回収等をご紹介しているところである。そのような中で、今年度市内で市廃棄物収集車両の火災が 2 件発生した。いずれも燃やせないごみの収集中に起きた。原因は特定されていないが、有料指定袋の中からモバイルバッテリーが発見された。こういった混入による火災を防ぐためには、市民の皆様が排出しやすい環境を整える必要があると考えた。このため、令和 5 年 4 月 3 日から小型充電式電池等を有害性ごみとして行政収集する。

2、新たに有害性ごみとして収集するもの。1 つは、リチウムイオン二次電池などの小型充電式電池、2 つ目は、小型充電式電池が取り外せない小型家電、電子たばこ、電動歯ブラシ、電動シェーバーなどである。

3、収集後の処理。多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場へ運搬し、選別して資源化する。可能な限り有価物として売却されると伺っている。

4、開始時期。令和 5 年 4 月 3 日である。

5、周知方法。多摩市公式ウェブサイト、ごみ分別アプリ、ACTA 7 2 号等でお知らせをしたところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、2 2 番、百草団地のローソン 1 0 0 における家庭系ごみ有料指定袋及び粗大ごみ処理券の販売開始について、市側の説明を求める。

薄井ごみ対策課長 協議会 2 2、百草団地のローソン 1 0 0 における家庭系ごみ有料指定袋及び粗大ごみ処理券の販売開始についてご報告する。資料は 1 件である。

百草団地のローソン 1 0 0 における家庭系ごみ有料指定袋及び粗大ごみ処理券の販売開始について。1、趣旨。令和 5 年 3 月 1 日に百草団地商店街に開店したローソン 1 0 0 において、家庭系ごみ有料指定袋及び粗大ごみ

処理券を販売開始したので、ご報告する。

2、これまでの経緯。令和4年8月以降2月現在の時点で、この百草団地内では2つの販売手段が確保されていた。一つは、京王電鉄の移動販売、火曜日と木曜日、もう一つは、百草団地自治会事務所での販売、月曜日、水曜日、金曜日、この2か所により週5日の販売が確保されていた状態である。

このような中で、ローソン100が3月1日に開店した。場所についてはきらぼし銀行跡地である。取扱い品目は、家庭系の燃やせるごみの袋、それから燃やせないごみの袋、プラスチックの袋、粗大ごみ処理券である。こちらは年中無休24時間営業になっている。

このことを受けて、4、その他。百草団地自治会事務所での多摩市家庭系廃棄物有料指定袋及び粗大ごみ処理券の販売は2月28日をもって終了した。

それから、資料にはないが、多摩市食べきり協力店に対していわゆるドギーバックとして「m o t t E C O (モッテコ) ボックス」というものをご紹介し、ご利用を募っている。5店舗からご応募いただき、それぞれ200箱を配布したところである。これは食べきり協力店の更新時に合わせてご利用を呼びかけたところ、ご応募いただいたものである。こちらはあくまでサンプルとして提供したものであって、使い終わったら、あとは各店舗でご購入願うというような形で呼びかけをしている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、23番、令和5年度多摩市下水道事業の取り組みについて、市側の説明を求める。

横堀下水道課長 それでは、令和5年度の多摩市下水道事業の取り組みについて、概要説明をさせていただく。資料は協議会23となり、2点ある。後段の資料は、これからご説明する工事等の場所を示した位置図となるので、必要に応じて場所の確認等にご活用願う。それでは、早速であるが、資料に沿って説明をする。

まず主な収益的支出についてといったことで、(1) 公共下水道管渠調査

清掃業務委託である。こちらは管渠の損傷等の状態確認及び汚泥の除去による流下機能確保のための調査、清掃で、半年とか3年周期で定期的に清掃を実施しておるものである。

続いて(2)の管渠構成等補修工事である。こちら①から⑦については、調査により破損等が確認された下水道施設の修繕工事となる。⑧については、こちらの道路交通課で行う市道1-3号幹線、明神橋通りの無電柱化推進事業に伴って、電線地中化に支障となる降雪マス等の下水道施設を移設するものである。

続いて、(3)ポンプ施設等補修工事。こちら連光寺船ヶ台及び本村中央マンホールポンプ施設において、逆流防止弁より漏水が確認されたとともに、連光寺本村中央及び連光寺5丁目におけるUPS(無停電電源装置)が耐用年数を迎えたことにより交換を行うものである。

続いて、2ページ目になる。(4)下水道施設包括維持管理業務委託である。こちらは市内全域を対象として、巡視・点検、ポンプ施設及び樋管等保守、水路清掃、草刈り、また溢水等緊急対応等、下水道事業における日常管理業務を包括的に委託するもので、実施2年目となる。

続いて、(5)浸入水対策業務である。浸入水とは、管渠の老朽化などにより豪雨時に雨水が汚水管へ浸入することで、マンホールの溢水、処理場への負担増などを発生させる原因となっている。この浸入水が多いと見込まれる地区の汚水排水系統の絞り込み調査を令和4年度に引き続き実施をする。また、この取り組みに関係する広報チラシによる啓発についても引き続き実施する。

次に、(6)GIS構築等業務である。市民サービスの向上等を目的として、現在窓口でのみ閲覧を行っている下水道台帳をインターネットで公開するために実施するものである。令和5年度は、現在紙ベースで管理をしている台帳の電子化と交換用のシステムの構築を行う。

続いて、(7)下水道排水区画割り施設平面図修正業務委託である。排水区画割り施設平面図は、法定計画である下水道事業計画の基礎資料で、下水道管渠の位置等を平面図に図示したものである。今後のニュータウン再生事業など新たなまちの改変が見込まれる中、改変後も下水道施設が適切に

機能するよう開発主体との協議を進める必要があることから修正を行うもので、令和4年度に引き続き委託を実施するものである。

続いて(8)総合治水対策方針策定業務。こちらは、近年の降雨の局地化・集中化・激甚化などにより全国で浸水被害が発生していることから、国や東京都も各種浸水対策を推進していくこととしており、多摩市でも令和2年度に庁内に検討委員会を設置し、市独自の治水対策方針を策定すべく検討を進めてきた。それを受け、令和5年度から3カ年で浸水へのハード対策、ソフト対策について、市や民間の連携した取り組み方針を策定するため、実施するものである。

3ページ目をご覧ください。ここからは主な資本的支出についてである。(1)管渠等整備・改良工事。①から⑦については、管渠の整備の改良工事をそれぞれこの地区において行う予定となっている。⑧の【雨水】多摩川右岸堤防道路雨水管整備工事(その4)については、令和4年度までに管渠の整備を完了しており、令和5年度については舗装の本復旧や一部民有地の補償代行を行う。⑨【汚水】市道2-1号幹線拡幅歩道整備工事に伴う雨水管整備工事(その1)である。こちらは道路交通課で行う市道2-1号幹線(中和田通り)の拡幅及び歩道整備工事に伴い、既設水路へ接続する横断管を先行整備するものである。

最後に、(2)のポンプ施設等設備改修・改良工事である。こちらは点検により漏水及び作動異音が確認された連光寺5丁目南・船ヶ台マンホールポンプについて、ポンプ本体の交換を実施するものである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて24番、公共施設における低圧電力契約について、市側の説明を求めらる。

大島行政管理課長 続いて、公共施設における低圧電力契約についてご説明申し上げます。本件については、市の公共施設において高圧電力と低圧電力を使用する施設があるが、低圧電力を使用する施設について、行政管理課で一括して、行革等の観点から契約を進めているところであるので、私からご説明をする

ものである。

低圧電力については、契約電力が50キロワット未満の施設で、今回114の公共施設が市内にあり、こちらを一括して契約していたところである。この契約更新に向けた手続を進めていたが、電力調達が難しいなど昨今の電力事情によって不調となり、現在一時的にCO₂排出ゼロではない、電力を使用せざるを得ない状況となっているというのが報告の1点目の概要である。

概要の2点目として、契約が不調となった後、CO₂排出ゼロかつ最安価格で契約できる事業者を探した結果、通常電力切り替えに2か月程度要すると言われているが、その期間を十分に確保できない状況から、一部の施設で契約電力の基本料金が重複して発生していることについてご報告申し上げます。

経緯についてご説明をする。過去の経緯というところからである。まず低圧電力の契約についてであるが、平成30年度に電力の自由化を契機として行革の観点から最安価格での契約を目指し、価格競争による電力契約を導入したところである。この契約は、平成30年8月から2年間まず締結したところである。その後、CO₂排出ゼロのエネルギーでの契約をすることと市で決定し、契約切り替えに向けた調整が必要であることから5か月間の短期の契約を挟んだ後、令和3年1月から令和5年1月までの2年間、ここではA社とさせていただくが、A社と契約を締結した。この契約は令和5年1月までとなっていたことから、新たな契約の締結に向けて庁内で検討協議を進めてきたところで、7月から8月の庁内の会議において、電力価格が高騰している状況、再生可能エネルギーの契約が一般の電気に比べ割高であるという状況はあるものの、気候非常事態宣言を行った多摩市としては、CO₂排出ゼロのエネルギーで契約することを7月から8月の会議の中で決定したきたところである。また、他の自治体では長期の契約では不調が相次いでいるという状況もあったので、それまでは2年間の契約としていたが、期間を短くし、1年間という期間で契約していくことを決定したところである。

庁内での所定の手続を経た後、10月に価格競争を実施したところ、25

日に指名した14社のうち8社が辞退、6社が失格、これは辞退も応札もしていないところであるが、14社全てが価格の提示ができない状況であった。すぐに14社にヒアリングを行い、なぜ提示ができないのかを改めて伺ったところ、既に低圧電力事業から撤退を決めたという事業者が4社、電力の調達が困難、また電力価格の先行きが不透明であるなどの理由から新たな契約には応じていないという事業者が10社で、ここでは金額の多寡問題ではないということが回答からわかった。また、従前の事業者であるA社に契約の延長ができないか問い合わせたところ、金額を提示できないため延長はできないという回答を得たところである。この結果を踏まえて、まず1番目、11月中を目途にさらに事業者を探すこと、2番目として、それでも再生可能エネルギーCO₂排出ゼロのエネルギーを取り扱う事業者が見つからない場合は、一時的に再生可能エネルギーではない電力での契約、これは東京電力と結ぶことになると思うが、東京電力との契約もやむを得ないことを庁内で確認した。また、この場合において、東京電力と契約した後、早期のCO₂排出ゼロのエネルギーへの切り替えを目指すことを庁内で決定した。

この決定を踏まえ、11月上旬に環境省、経済産業省や東京都のホームページをもとに、CO₂排出係数ゼロの低圧電力の取り扱い実績のある事業者80社を洗い出し、こちらに全て問い合わせを行ったが、全事業者、新規契約の入札には応じていないという回答があった。さらに、各社にヒアリングをかけた結果、固定価格でなければ新規契約が可能なB社という事業者を確認でき、こちらの事業者に11月28日になって電力需給開始の申し込みを行うということで、こちらも競争ではなく随意契約しかないが、こちらとの契約に向けた調整を開始したところである。

この調整を進めていたところであるが、12月15日になって、1月からの再生可能エネルギーでの契約はできないという申し出がB社よりあった。このため1月でA社との契約が終了する中で、その後の電力契約をどうするかを検討が必要になったところである。この時点で考えられる選択肢としては、東京電力との契約を行うか、またはB社との契約を行うかという2つだった。この二者択一というところで、検討の視点として、まず料金につ

いては東京電力のほうが年間トータルにすると約200万円安い状況、またCO₂排出係数については、東京電力よりB社のほうが4割程度低いという状況である。B社であれば再生可能エネルギー供給の見込みが立ち次第切り替えることが可能というお申し出をいただいたので、この3点を比較検討し、割高であってもCO₂排出量がより少ない、また早期の再生可能エネルギーへの切り替えを期待して、B社と契約を締結することを決定した。このことによって、低圧電力での電気の供給をしている公共施設114施設のうち97施設については1月の検針日でこれを切り替えることが可能となったが、先ほどの2か月ぐらいの契約切り替えの期間が必要だという中で、ここでもう既に1か月を切るような状況であったので、1月15日以前にA社の検針日が来る施設については切り替えまでに十分な期間がとれないことから、切り替えに当たっては従前の事業者であるA社も含めて取れる手法についてさらに検討が必要という状況となった。

ここでイメージの1というところであるが、こちらは通常の切り替えスイッチングと呼ばれる方式で、検診日時点でA社からB社へ切り替えを行う手法で、114施設中97施設はこちらの方法で切り替えが可能となった。本来2か月の期間を要すると言われていたが、今回B社の特例にて可能な限り早い時期での切り替えを行っていただいたところであるが、97施設以外のところ、114分の17施設についてはこの手法が取れなかったところである。

そこで、A社、B社を含めて協議して調整をした結果、12月26日になって2つの手法があるという提示があり、一つはイメージ2の廃止、再点という手法である。もう一つは、A社との契約を延長し、切り替えができる最短の期間でB社との契約を行うイメージ3の手法となる。

イメージ2の手法については、A社との契約が終了、表現としては解約となるが、A社との契約を解約し、B社と最短日での契約を開始するということが空白期間が生じるというものである。A社とB社の契約の間の期間は無契約となるが、恐らく電力は使えるのではないかとということで、この期間に使用した電力はB社が後日請求する方式である。この手法の最大のネックは、恐らく電気は使えるのではないかとと思われるが停電しないという確

約はできないと事業者から言われた。

そこでもう一方のイメージ3であるが、こちらは、A社とは1月で契約が切れるがさらに1か月の契約延長をするというもので、この場合は従前のCO₂排出ゼロのエネルギーは供給できないということで、CO₂排出ゼロではないがA社との契約を延長するという手法である。その1か月の契約期間延長の間にB社への切り替えを行うものである。こちらの手法については、A社の契約の約款上基本料金の日割り計算ができないということで、基本料金が1か月分発生してしまうところである。B社についてはその契約約款上日割りが可能であり、B社のほうは特段支障がなかったが、A社のほうは1か月分の基本料金が発生してしまったところである。

なお、従量、使った分に応じての支払いというところでは、切り替え前はA社、切り替え後はB社となり、ここでの重複は発生していないところである。

この2つの選択があるというところで、イメージ2とイメージ3があるが、市としては、公共施設の停電リスクがある手法は避ける必要があるという判断のもと、イメージ3の手法を選択した結果、基本料金が一部重複してしまったということである。このことによる基本料金の重複分の金額は約16万3,000円となっている。

最後に、今後の対応である。まずは、CO₂排出係数ゼロのエネルギーでの契約に早期に切り替えを行うことを方針としている。本手続については、申し込み手続済みであるので、B社による電力供給が可能となり次第切り替えということになっている。電力調達がなかなか難しいということで、早くても年度明けの5月頃と伺っているところである。2点目としては、電力事情が好転し複数の事業者による再生可能エネルギーの固定価格での電力供給が可能であることを確認できたら、再度事業者選定を行い、より安価での電力調達を目指していくことを今後の対応とさせていただいている。

以上、説明が長くなったが、CO₂排出ゼロではない電力を一時的に使用している状況、それから一部基本料金を重複して支払うこととなった経緯についてのご報告となる。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。
以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 1時42分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。
委員会を再開する。
以上で本日の日程はすべて終了した。
これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後 1時42分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長

松田 だいすけ